

# 2023年度 東京工業大学基金奨学金 「青木朗記念奨学金」募集要項

東京工業大学では、創立130周年を契機として、蔵前工業会、同窓生をはじめとする皆様からのご支援ご協力を得て「東京工業大学基金」を創設いたしました。本基金は、本学の長期目標である「世界最高の理工系総合大学の実現」に向け、戦略的経営により教育・研究・貢献の質をさらに高めていくための様々な事業活動に活用していく所存です。

東京工業大学基金には、企業・団体、同窓生、本学関係者ご遺族などの本学に縁の深い方々より、学生の奨学を使途とすることを特定された篤いご寄附をいただいております。このたび、東京工業大学では、ご寄付いただいた方々のご意志を尊重し、平成24年3月に「東京工業大学基金奨学金」制度を設けるとともに、本学の発展に寄与された方および寄附者の方に深い敬意と感謝の意を表し、個人名・企業名を冠した奨学金を設立し、奨学生の募集を開始することといたしました。

## 【青木朗先生略歴及び「青木朗記念奨学金」設立の経緯】

1919年(大正8年)4月25日東京生まれ。1942年(昭和17年)東京工業大学紡績学科卒業後、東京工業大にて助手、第一期特別研究生、専任講師として勤務された。1951年(昭和26年)東京工業大学を辞職後、大和紡績(株)に入社し、1962年(昭和37年)弁理士試験に合格。1963年(昭和38年)大和紡績(株)辞職後アメリカに渡り、バーンズ法律事務所に勤務。帰国後の1966年(昭和41年)「青木内外特許事務所」を東京赤坂に創立し、虎の門へ移転の後、1982年(昭和57年)「青和特許法律事務所」に名称変更して現在に至る。近年は青和特許法律事務所名誉会長でおられたが、2012年(平成24年)3月、92才で逝去された。現在、事務所には弁護士7名、弁理士約80名の総数約300名の所員が勤務している。

青木先生は、学生時代非常に苦学されたご経験から、特に経済的に困難な状況にある学生の支援のため、東工大基金にご寄附いただいた。本学では、そのご厚情に応えるべく、次代を担う優秀な学生を育成するため、「青木朗記念奨学金」を設立することとした。

## 1. 奨学金の目的

学業優秀な者に対し経済的援助を行うことにより、将来リーダーとして国際的に活躍できる人材の養成に資することを目的とする。

## 2. 奨学生の資格

- (1) 2023年4月現在、修士課程1年次に在学する者。院・系は問わない。
- (2) 学業成績が優秀で、更に、学業の発展向上が期待できる者。
- (3) 本人が属する世帯の税込年収の合計が給与所得の場合支払金額が800万円未満の者、給与所得外の場合所得金額が337万円未満の者。
- (4) 日本国籍である者及び永住者等の在留資格を持つ者。

(5) 民間奨学団体等の他の給付型奨学生（東工大基金奨学生を含む）を受けていない者。

3. 採用予定人数

3名

4. 奨学生の額

月額 50,000円

5. 給付期間

奨学生を授与する期間は、最長で標準修業年限の終期までとする。

6. 出願の手続き

- (1) 学内選考用書類一式※ を PDF 化して、応募締切日までに学生支援課 (gak.kei@jim.titech.ac.jp) にメール添付で提出。

※学内選考用書類一式は大学 HP にてご確認ください。

(在学生の方>学費・奨学生>民間財団等奨学生>民間等奨学生について)

<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/financial-aid/applications>

- (2) 書類選考通過者は別途期日までに以下の書類を提出しなければならない。

- ① 基金奨学生申請書（研究計画又は研究状況及び研究業績一覧含む）
- ② 小論文「あなたは将来リーダーとして国際的にどのような活躍をしたいですか。」  
(400字程度)
- ③ 推薦書（指導教員に依頼。様式任意）

7. 応募締切

応募締切 2023年5月12日(金)17:00厳守 ※締切日時以降の到着分は受理しません。

学内選考通過者 追加書類提出締切 2023年5月26日(金)

8. 奨学生の選考

- (1) 第一次選考：書類選考 2023年5月18日までに選考結果通知（メール）予定
- (2) 第二次選考：面接選考 2023年6月上～中旬予定（詳細は追って連絡）
- (3) 奨学生の採用は、教育本部会議で審議の上、学長が決定し、本人に通知する。

9. 奨学生採用式

2023年7月中旬～下旬開催予定の奨学生採用式に、出席すること。

その他、本奨学生に関し大学が実施する行事には参加すること（ただし修学上やむを得ない事情がある場合は学生支援課まで申し出ること）。

10. 奨学生の給付

奨学生は、奨学生の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

## 1 1. 奨学生の休止及び復活

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学生の給付を休止する。
- (2) 奨学生が留学し、又は長期にわたって海外に滞在するときは、奨学生の給付を休止することがある。
- (3) 奨学生の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学生の給付を復活することができる。

## 1 2. 奨学生給付の廃止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学生の支給を廃止する。

- (1) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

## 1 3. 奨学生の返還

奨学生に、奨学生として適当でない事実があったときは、既に給付した奨学生の全部又は一部の返還を求めることがある。

## 1 4. 奨学生の異動届出

奨学生が、次のいずれかに該当するときは、速やかに学生支援課まで届け出ること。

- (1) 休学、復学、転学、留学若しくは退学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

## 1 5. 報告書の提出

奨学生は、毎年度末に学習報告書を、学業成績証明書を添えて提出すること。

### 【照会先】

学務部学生支援課経済支援グループ  
大岡山キャンパス Taki Plaza 1階  
TEL: 03-5734-3014  
FAX: 03-5734-3675  
E-MAIL: gak. kei@jim. titech. ac. jp